

茂原市奨学資金のご案内

市では、経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学資金の貸し付けを行っています。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、申請日の1年以上前から市内に住所を有する方 ・経済的理由により修学が困難である方 ・条件を満たす連帯保証人を2人立てられる方 ・学術優良かつ健康な方 ・次の学校（学校種別）に入学が決定し、または在学している方
学校種別	<ul style="list-style-type: none"> ・大学（短期大学含む、大学院を除く） ・高等専門学校（第4学年および第5学年） ・専修学校（専門課程）
奨学資金貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・修学費（月額） 5万円以内 ・就学支度費（入学時のみ） 15万円以内 <p>※貸付人数等により希望額に沿えない場合があります。</p>
申請書類配布期間・場所	2月3日⑧～3月5日⑧・教育総務課または同課ウェブページから入手
申請期間・場所	3月6日⑨～21日⑨・教育総務課

詳しくは、教育総務課ウェブページをご覧ください。



問合せ 教育総務課（9階） ☎(20)1557 FAX(20)1607

ルールを守って電動キックボードに乗りましょう！

一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車としてのルールが適用されています。公道を走行する前に確認して必要な手続きを行い、正しく安全に乗りましょう。

特定小型原動機付自転車とは

- ・最高速度20km/h以下
 - ・定格出力0.6kw以下の電動機（モーター）
 - ・車体の長さ1.9m以下、幅0.6m以下
- などの要件を満たす原動機付自転車

主な交通ルール

- ・車道通行の原則
- ・二段階右折
- ・16歳未満の運転禁止
- ・飲酒運転禁止
- ・スマートフォン等を使用しながらの運転禁止
- ・乗車用のヘルメットの着用（努力義務） など

電動キックボードに乗るには

- ・保安基準への適合が必要です
- ※基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ※基準適合を確認したものは性能等確認済みシールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



・ナンバープレートが必要です

※所有者は、市民税課または本納支所で軽自動車税の申告と標識交付の申請をして、ナンバープレートを取り付けてください。

・自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています

問合せ 市民税課（2階） ☎(20)1577 FAX(20)1609